

2012年10月15日

大韓民国 特許庁長殿

(気付 デザイン審査政策課長殿)

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小菌江 健一
(Kenichi OSONOE)

貴国デザイン保護法全部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国へのデザイン登録出願も多数行っている日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記法律案について精査させていただきました。

今回の改正案には、これまで私どもがお願いしてきた、同一出願人による先願デザインの一部と同一或は類似する後願デザインに関する取り扱いに関する改正案第34条第3項但書のように、私どもにとって大変歓迎する改正も含まれておりますが、さらにご検討いただきたい事項も何点か含まれているものと考えます。

つきましては、添付のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：韓国デザイン保護法全部改正法律案に関する意見

お問い合わせ先：

日本知的財産協会

事務局長 土井 英男

TEL：81-3-5205-3432

FAX：81-3-5205-3391

Email：doi@jipa.or.jp

提案議題	デザイン権の効力が及ばない範囲の「引用」及びの定義について
提案要旨	<p>【要望】 デザイン権の効力が及ばない範囲に追加された「引用」について、定義を明確にすることを要望する。</p> <p>【理由】 改正案第 95 条第 1 項第 4 号において、登録デザイン又はこれに類似するデザインの「引用」をデザイン権の効力が及ばない範囲とする旨規定されているが、「デザイン法」における引用の定義が明記されておらず、どのような利用であれば効力が及ばないのか明確になっていない。</p> <p>例えば、日本の著作権法における「引用」の規定に照らすと、本文と引用の主従関係等を要件としており、画像そのものを主体に利用することは「引用」には含まれない。</p> <p>例えば、製品又はグラフィックデザインの比較等のためにプレゼン資料に登録デザインの画像のみを表示した場合、その画像そのものが主体になるため「引用」とは認められないと解されている。</p> <p>また、グラフィックデザインの場合には、紙媒体での実施も権利の効力範囲であるから、資料中に登録デザインを複製（コピー）して差し込むような場合も侵害に該当すると解釈できるが、単に資料の一頁として利用する場合であっても侵害行為に該当するのか、引用と見做すのか不明である。</p> <p>以上のように、権利効力が及ばない範囲が明確化されてないことで、知らないうちに他者のデザイン権を侵害してしまうことも有り得るため、デザイン開発を委縮させる要因となるものであり、具体的に、どこまでの範囲が効力が及ばない「引用」と認められるのか、明文化していただきたい。</p>

提案議題	デザイン創作要件の強化について
提案要旨	<p>【要望】 周知形状の認定及び創作容易性の判断の厳格化を要望する。</p> <p>【理由】 グラフィックデザインにおいては、他人のロゴ、マーク等を模倣した権利化が容易に可能であり、企業にとってそのような権利が発生することは、重大な損失となる。 そのようなことがないよう、周知形状の認定や創作容易の判断を厳格に行っていただくことを要望する。</p>

提案議題	複数デザイン登録出願の場合の補完後の出願日の認定
提案要旨	<p>【要望】 複数デザイン登録出願されたデザイン中一部のデザインにのみ補完命令を受け、当該補完命令を受けた一部のデザインを取消した場合には、複数デザイン登録出願書が特許庁に到達した日を出願日として認めて頂くことを要望する。</p> <p>【理由】 昨今のデザイン開発はほとんどの分野で完成期にあり、数日の出願日の遅れがデザインの優位性を左右することも有り得る。 このような状況下で、複数出願可能なデザインの数が増えればなるほど、その中の一部の重大な瑕疵により一出願した全てのデザインについて出願日が後ろ倒しになってしまうことは、出願人にとってリスクである。</p> <p>第39条第4項の但書において、「複数デザイン登録出願されたデザイン中一部のデザインにのみ補完が必要な場合には、その一部のデザインに対する補完書が特許庁に届いた日を複数デザイン全体の出願日として認めなければならない」旨があるが、複数デザインを一出願できる要件はデザインの類似性を要求していないことから、複数のうち一部を削除したとしても権利範囲の認定には影響のないものと考え、複数一出願制度の利便性向上のためにも、複数デザイン登録出願中、補完命令を受けた一部のデザインを取消した場合には、複数デザイン登録出願書が特許庁に到達した日を出願日として認めて頂けるよう要望する。</p>